

委員会提出議案第 5 号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出に
ついて

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を別紙のとおり提出
するものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

秦野市議会総務常任委員会
委員長 原 聡

提案理由

えん罪被害者を早期に救済し、その人権を守るため、刑事訴訟法の再審規定
の速やかな改正を求めることについて、国に意見書を提出するものであります。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

間違った判決により有罪とされるえん罪は、犯人とされた方やその御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪う最大の人権侵害である。

この救済のために再審制度が設けられているが、その手続きを定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられているため、裁判官によって大きなばらつきが生じている。

特に大きな問題となっているのが、証拠開示と再審開始決定に対する検察官の不服申立てである。過去のえん罪事件では、警察や検察庁など捜査機関が持つ証拠が再審段階でようやく明らかになり、無罪を導いたという例が多くあるにもかかわらず、証拠の開示に関する規定が明文化されていないため、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障がない。

また、再審開始が決定されても、検察官が不服申立てを行うことにより、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

再審開始の決定は、やり直しの裁判を行う入口にすぎず、直ちに無罪を意味するものではない。法廷の場で再度、有罪・無罪を判断する機会が与えられるものであり、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

したがって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項を含む刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう要望するものである。

- 1 再審請求手続における証拠開示を制度化すること
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
様

秦野市議会議員 相原 學